湘南医療大学大学院保健医療学研究科履修規程

（平成31年４月１日）

最新改正（令和３年４月１日）

（趣旨）

第１条　この規程は、湘南医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条に規定する授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

（授業科目等）

第２条　授業科目、配当年次、単位数、必修・選択の別、時間数及び修了要件は、大学院学則別表４のとおりとする。

（指導教員）

第３条　授業科目の履修指導及び研究の指導を行うために、学生ごとに指導教員を定める。

２　研究の指導上、必要がある場合には指導教員を変更することができる。

（履修登録）

第４条　学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を受け、各学期当初の所定の期日までに履修登録をしなければならない。

２　履修届を提出した後に履修科目の変更又は取消をしようとする場合は、別に定める届出書を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

３　次に掲げる授業科目は履修することができない。

（１）既に単位を修得した授業科目

（２）授業時間が重複する授業科目

（３）複数開講されている同一の授業科目

（学部授業科目の聴講）

第５条　指導教員が本学学部授業科目の聴講をすることが必要と認めるときは、授業科目の科目担当者の承諾の下に、学部正規課程の学生の教育に支障のない場合に限り、大学院保健医療学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て学長が許可することができる。

２　聴講科目の単位は付与しない。

（欠席届）

第６条　病気その他やむを得ない理由により授業を受けることができなかった者は、欠席届（履修様式第２号）を当該科目の担当教員に提出することができる。

２　前項により提出された欠席届による成績の評価への取扱いは、当該科目の担当教員の判断によるものとする。

３　忌引きによる欠席の場合は、欠席届の提出により、次の範囲内で欠席の扱いとしない。

一親等（父・母・子）及び配偶者　　連続する７日間（休日を含む）

二親等（兄弟姉妹・祖父母）　　連続する３日間（休日を含む）

三親等（叔（伯）父・叔（伯）母）　１日間（休日を含む）

（交通機関の不通等に伴う休講）

第７条　次の各号いずれかに該当するとき、授業は原則として休講とする。

（１）事故、地震、積雪、ストライキ等によりＪＲ東海道線、ＪＲ横須賀線が不通の時。

ただし、バス等による振替輸送がある場合は不通とみなさない。

（２）神奈川県内全域に警報（暴風、大雪、暴風雪）、特別警報（以下「警報」という。）発令時

２　前項により休講となった場合でも、ＪＲ東海道線、ＪＲ横須賀線が復旧した場合、又は警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧（警報解除）時間	授業実施時限
6:00現在で復旧（警報が解除）された場合	１時限から実施
10:00現在で復旧（警報が解除）された場合	３時限から実施

３　第１項に定める場合のほか、学長は災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることができる。

（試験）

第８条　試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。

２　定期試験は、原則として当該授業が終了する学期末に期間を定めて行う。

３　前項のほか当該授業の学期中に担当教員の判断により期間を定めず、随時に試験を行うことができる。

４　試験に代えて、論文、報告書（レポート）、口述（試問）を課すことができる。

（受験資格）

第９条　次のいずれかに該当する者は、試験を受けること、試験に代わる論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を受けることができない。

（１）履修登録をしていない者

（２）原則として、試験科目の出席時間数が授業時間数の３分の２に満たない者。
　　実習においては、原則として全日程の５分の４に満たない者

（３）当該科目の試験時間の３分の１を超えて遅参した者

２　前項第２号にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けること、試験に代わる論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を受けることができる。

（成績評価の基準・成績評価）

第10条　成績はシラバスに定めた基準により判定する。

２　成績評価については、大学院学則第25条第１項に基づき、下表のとおりとする。評点に対して、グレード・ポイント（以下「ＧＰ」という。）を設定し、不合格その他ＧＰを「０」と算定する授業科目も含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均（グレード・ポイント・アベレージ、以下「ＧＰＡ」という。）を算出し、総合成績評価を行う。

評　価	評　点	グレードポイント ＧＰ	単位の授与
秀（S）	90点～100点	4	授与
優（A）	80点～89点	3	
良（B）	70点～79点	2	
可（C）	60点～69点	1	
不可（D）	59点以下	0	不授与
放棄(Ｏ１)	受験資格喪失	0	評価対象外
放棄(Ｏ２)	定期試験受験の放棄	0	
／	評価対象外	算定しない	

３　秀（S）、優（A）、良（B）及び可（C）は合格、不可（D）は不合格とする。

４　放棄（Ｏ１）評価の授業科目及び放棄（Ｏ２）評価の授業科目の登録単位数は、ＧＰＡの登録単位数に加算する。

５　履修登録を取り消した場合、その授業科目は、／評価「評価対象外」とし、ＧＰには算定せず、登録単位数はＧＰＡの登録単位数に加算しない。

６　再試験において単位を授与する場合の評価・評点は、可（C）「60点」とする。

７　単位を授与されなかった科目（評価対象外含む）は、再履修することができる。

（ＧＰＡ）

第10条の２　ＧＰＡを算出する基準は次のとおりとする。

ＧＰＡ＝〔授業科目のＧＰ×その授業科目の単位数〕の総和
／〔ＧＰＡ対象科目の総履修登録単位数〕

２　ＧＰＡは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標である「学期ＧＰＡ」と在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標である「累積ＧＰＡ」の２種類とする。

３　ＧＰＡの結果は、修学指導の参考として、また退学勧告の基準として用いる場合がある。

（追試験）

第11条　忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験（実習のときは追実習）を受けることができる。

２　前項の追試験を受けようとする者は、「追試験申請書（履修様式第３号）」（追実習のときは「追実習願」（履修様式第５号））に、疾病の場合は医師の診断書、他の場合は証明書又は理由書を添え、原則として当該科目の試験の日から所定の期日までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。

３　追試験の成績評価は、優（A）［89点］を上限とする。

（再試験）

第12条　定期試験及び追試験で成績が合格点に達しなかった場合は必要に応じて科目担当教員等の判断により再試験（実習のときは再実習）を行うことができる。

２　再試験を許可された者は、「再試験願（履修様式第4号）」（再実習のときは「再実習願」（履修様式第６号））に、次の表に定める再試験料（実習のときは再実習料）を添えて提出しなければならない。

区分	金額
再試験料	１科目につき2,000円
再実習料	１日につき2,000円

３　再試験で合格した場合の成績は、「可（C）「60点」」とする。

（再履修）

第13条　不合格又は評価対象外とされた必修の授業科目は、再度履修（以下「再履修」という。）しなければならない。

２　再履修科目は、原則として、授業を再度受講のうえ、試験を受けなければならない。

（修士論文又は研究成果の提出）

第14条　学生は、指導教員の承認を得て、研究科委員会の定める期日までに修士論文又は研究の成果（以下、併せて「論文等」という。）を提出しなければならない。

２　論文等に関する具体的な事項については、湘南医療大学大学院学位規則に定める。

（他大学における授業科目の履修等の認定等）

第15条　大学院学則第27条に定める他大学等での授業科目の履修等及び同第28条に定める既修得単位等の認定を受けようとする者は、所定の書式に成績証明書及び当該授業科目のシラバスを添えて提出し、研究科委員会の審査に基づき、研究科委員会の議を経て学長が認定するものとする。

２　認定された単位（授業科目）の成績評価は行わず、成績表示は、「N」とする。
３　既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わない。
（進級）
第16条　研究科で指定した授業科目の単位を修得しなければ、進級又は研究科で指定した科目の履修ができない場合がある。
（不正行為）
第17条　定期試験及びこれに準じる試験において、不正行為があったと認められた場合は、当該科目を不合格とし、かつその学期に履修合格した他の全科目の評価を１ランク下げることとする。なお、この場合において、停学又は退学など処分の実施を妨げないものとする。
（改廃）
第18条　この規程の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附　則
この規程は、平成31年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和２年８月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第10条及び第10条の２は、平成31年４月１日から適用する。